保

健一郎

課題の設定

る角度からの見通しを提示したい。

る角度からの見通しを提示したい。

る角度からの見通しを提示したい。そこで本稿では、当該期徳政に視点からにとどまるものであった。そこで本稿では、当該期徳政に視点からにとどまるものであった。そこで本稿では、当該期徳政にであると述べた。ただし、それは経済紛争のる角度からの見通しを提示したい。

る徳政一揆にしても、この思想に支えられているゆえに、一定の正政治思想として、徳政を捉え、その本質をものの戻り=あるべき姿へく異論はないであろう。笠松氏は、中世に一貫して存在する政治社く異論はないであろう。笠松氏は、中世に一貫して存在する政治社く異論はないであろう。笠松氏は、中世に一貫して存在する政治社の復活であると指摘した。幕府の徳政令研究と徳政一揆研究とに、時政治思想として、徳政を捉え、その本質をものの戻り=あるべき姿への復活であると指摘した。幕府の徳政令にしても、徳政令を要求する徳政一揆にしても、この思想に支えられているゆえに、一定の正めに、一定の正

当性をもって中世社会に受容されたことが明らかになったのである。とれによって、中世社会固有の、またそれを貫く問題として徳政を検討する道が開かれた。ただし、政治思想としての徳政研究は、中世前期に偏り続けた。これは、徳政を支える思想が一貫して存在中世前期に偏り続けた。これは、徳政を支える思想が一貫して存在中世前期に偏り続けた。これは、徳政を支える思想が一貫して存在の徳政令は室町幕府の貸借破棄を主とする徳政令にくらべて、それを中心テーマとしつつも徳政の概念を拡大させており、善政の意味を強く含ませた内容となっている」と述べているところに、あらためて注目される。戦国時代における戦争状況の拡大、経済紛争、徳めの連関は前稿で述べたところであるが、そこには大名・領主・金政の連関は前稿で述べたところであるが、そこには大名・領主・金政の連関は前稿で述べたところであるが、そこには大名・領主・金政の連関は前稿で述べたところであるが、そこには大名・領主・金政の連関は前稿で述べたところであるが、そこには大名・領主・金政の連関は前稿で述べたところであるが、そこには大名・領主・金政の連関は前稿で述べたところであるが、そこには大名・領主・金政の連関は前稿で述べたところであるが、そこには大名・領主・金政の連貫は前稿で述べたところであるが、そこには大名・領主・金政の連貫は前籍で述べているとは、大名が徳政に、あらたのである。

れを通じて冒頭に述べた課題に迫りたい。について整理を試みながら、この著名な徳政について再検討し、そ連で行っているものが多い。そこで、以下、勝俣説や近年の諸研究勝俣説について言及した近年の諸研究は、この永禄三年徳政との関勝保説について言及した近年の諸研究は、この永禄三年徳政との関いの意味を強く含ませた「戦国大名の徳政令」には北条氏の永禄三年の意味を強く含ませた「戦国大名の徳政令」には北条氏の永禄三年

二 永禄三年徳政と諸研究

一で触れたように、勝俣氏は戦国大名の徳政令がだされた」と 大させ、善政の意味を強く含ませているとした。また、発布時期も 大されるものが多かった。それを代表するものが「弓矢の徳政」と など国の平和と安全を失ったときが多く、その失政の回復のために など国の平和と安全を失ったときが多く、その失政の回復のために など国の平和と安全を失ったときが多く、その失政の回復のために などするものが「弓矢の徳政」と などれるものが多かった。それを代表するものが「弓矢の徳政」と などれるものが多かった。それを代表するものが「弓矢の徳政」と などれるものが多かった。それを代表するものが「弓矢の徳政」と などするものが「弓矢の徳政」と などするものが「弓矢の徳政」と などするものが「弓矢の徳政」と などするものが「弓矢の徳政」と などするものが「弓矢の徳政」と などれるものが多かった。それを代表するものが「弓矢の徳政」と などれるものが多かった。それを代表するものが「弓矢の徳政」と などするものが実施されるのは当然と考えていた」のであり、「戦災は、大名 の最大の失政とされ、、それを回復するために徳政令が徳政の概念を拡

のとして高く評価されるに至ったといえるのである。主張した。「弓矢徳政」が、戦国大名の徳政を具体的に特徴づけるも

禄三年徳政を示すとして知られる史料をまず掲げておく。 えられる永禄三年徳政について、諸説をあげながら考えていく。永大きな特徴であると述べた。勝俣説との関わりを当然述べなければ大きな特徴であると述べた。勝俣説との関わりを当然述べなければ

史料1

御領所方諸百姓御佗言申上二付而、

御赦免之条々、

可被下事、納之、如去年定、百文之内廿五銭ハ可為中銭、重而料足之本を納之、如去年定、百文之内廿五銭ハ可為中銭、重而料足之本を之、猶随世間之売買、来秋以御印判可被仰出、残半分以精銭可来秋御年貢半分、米成ニ被定畢、納法六升目七升目之間ニ可定

天子、限三嶋酉町、流候しち物之儀*、縦其蔵ニ雖有之、不可取共ニ、限三嶋酉町、流候しち物之儀*、縦其蔵ニ雖有之、不可取参、公文相談、穏便ニ可取返之、但、未歳春夏之間しち物俵物借銭借米日拾懸下等*質物諸色、本利共ニ被入徳政上、請札致持

一□島年期売之事

戊歳以後買手可拘、以此積約諾之年記可定之也、(**#¤=+)ハ、三ヶ年百姓方へ可返附、然*申・酉両年百姓ニ附、ハ、三ヶ年至井約諾ハ、二年百姓ニ返付、一年買手可拘、五年期三ヶ年至于約諾ハ、二年百姓ニ返付、一年買手可拘、五年期

此外德政入間敷条々、

取越納候、於彼料足*、速百姓可致皆済事、一御年貢・反銭・棟別銭等、地下中未進ニ付烹、或*代官或諸奉行

御一家中蔵銭、被除之事、

無尽銭除之事、

以上三ヶ条、

| (永禄三年) | (永禄三年)

網 代 直 性

百姓 (8)

要求、年貢未進分の借銭借米化、御蔵銭貸借などがあったことを指とともに検討し、後者の発布の背景には、年貢納入における精銭納(一五五〇)四月朔日の税制改革令も徳政と位置づけて永禄三年徳政ては、まず則竹雄一氏のものがあげられる。則竹氏は、天文十九年最初の勝俣説以後、正面から永禄三年徳政に取り組んだ研究とし

は「勧農の徳政」であったと評価するに至ったのである。 は「勧農の徳政」であったと評価するに至ったのである。 は「勧農の徳政」であったと評価するに至ったのである。 は「勧農の徳政」であったと評価するに至ったのである。 は「勧農の徳政」であったと評価するに至ったのである。

表院買保障体制の構築であると主張したのである。 また、阿部浩一氏は、永禄三年徳政について、幅広い内容すなわまた、阿部浩一氏は、永禄三年徳政には領国政策の一環としてより幅広い内容をもたせるっ方、惣徳政には領国政策の一環としてより幅広い内容をもたせるうとするものも少なからず見受けられ、その典型が永禄三年徳政であるとし、戦国大名徳政の政策的特質の基調は「無民」思想、年であるとし、戦国大名徳政の政策的特質の基調は「無民」思想、年であるとし、戦国大名徳政の政策的特質の基調は「無民」思想、年であるとし、戦国大名徳政の政策的特質の基調は「無民」思想、年であるとし、戦国大名徳政の政策的特質の基調は「無民」思想、年であるとし、戦国大名徳政の政策的特質の基調は「無民」思想、年であるとし、戦国大名徳政の政策的特質の基調は「無民」思想、年であるとし、戦国大名徳政の政策的特質の基調は「無民」思想、年であるとし、戦国大名徳政の政策的特質の基調は「無民」思想、年であるとし、戦国大名徳政の政策的特質の基調は「無民」思想、年であるとし、戦国大名徳政策の一環としてより幅広い内容すなわる。

さらに、久留島典子氏は、永禄三年徳政は自然災害による非常時

摘し、それが債務破棄だけでない徳政として現れるのは、百姓側か

国大名の「構造改革」として評価できるとしたのである。

「大名の「構造改革」として評価できるとしたのである。

「本語、近年精力的に徳政に関わる議論を展開している黒田基樹氏は、永禄三年徳政については、その内容を年貢納入方法における宥を講置、狭義の徳政としての債務破棄として、飢饉状況下にあって、年貢・公事等を確保するため、「村の成り立ち」維持は、天文十九年四月朔年徳政に示されている「村の成り立ち」維持は、天文十九年四月朔年徳政に示されている「村の成り立ち」維持は、天文十九年四月朔年徳政に示されている「村の成り立ち」維持は、天文十九年四月朔年徳政に示されている「村の成り立ち」維持は、天文十九年四月朔年徳政に関わる議論を展開している黒田基樹氏は、永禄三年徳政に関わる議論を展開している黒田基樹氏の方を端緒にしておよそ永禄末年でにかけて収取制度の確立、収入の一方、近年精力的に徳政に関わる議論を展開している黒田基樹氏の方を端には、近年精力的に徳政に関わる議論を展開している黒田基樹氏の方を端緒に対している。

をあげておく。氏は、【史料1】の二箇条目に見える「三嶋酉町」を、なお、徳政論として意図されたものではないが、山口博氏の研究

世の闘争に対応して発した「御赦免」で、その前提ないしは要性の闘争に対応して発した「御赦免」で、その一つの柱として年貢はあるが、【史料1】全体を徳政令と考えるのは疑問で、北条氏が百姓の闘争に対応して発した「御赦免」で、その一つの柱として年貢姓の闘争に対応して発した「御赦免」で、その一つの柱として年貢がの代替わりの背景にも飢饉があったことを指摘したのは、その後のの代替わりの背景にも飢饉があったことを指摘したのは、その後のの代替わりの背景にも飢饉があったことを指摘したのは、その後のの代替わりの背景にも飢饉があったことを指摘したのは、その後のの代替わりの背景にも飢饉があったことを指摘したのは、その後のの代替わりの背景にも飢饉があったことを指摘したのは、その後のの代替わりの背景にも飢饉があったことを指摘したのは、その後のの代替わりの背景にも飢饉があったことを指摘したのは、その後のの代替わりの背景にも飢饉があったことを指摘したのは、その後のの代替わりの背景にも飢饉があったことを指摘したのは、その後のの代替わりの背景にも飢饉があるという指摘をし、さらに、注においてで、本稿では省略としての「高利貸」活動に重点を置いていたので、本稿では省略としての「高利貸」活動に重点を置いていたので、本稿では省略の代表を表する。

想を基調とすると見ているからである。 別竹氏は「債務破棄だけでない」内容を持ち「万民哀憐」を標解・不明であるとされる点も含め、あまりない。ただし、全体の理解・不明であるとされる点も含め、あまりない。ただし、全体の理解するのと捉え、阿部氏は「幅広い内容」がもたされ「撫民」思想を基調とすると見ているからである。

これに対し山口氏は、先に見たように【史料1】の一箇条目にあ

る年貢半分米納認可と徳政は別物としている。したがって、「善政のる年貢半分米納認可と徳政は別物としている。したがって、「善政を合意味を強く含ませた」り、「本来の徳政(善政)の性格が強い」と考える余地はないことになろう。また、黒田氏は則竹氏など先行研究の多くが【史料1】の前段をすべて徳政適用条項ととらえ、年貢納入方法についても徳政と表現されたととらえているが、前段部分は「御赦免条々」であり徳政と全く同義ではなく、徳政はあくまでも「徳政という用語そのものは狭義のものであるから、徳政を含めて善政を同時に展開したと理解するのが妥当である」と批判している。

言及する必要を見出していないといえよう。評価にとどまっている。本来の徳政(善政)の性格には、そもそもあるいは「大名による徳政の制御という意味では象徴的法令」とのあるいは「大名による徳政の制御という意味では象徴的法令」とのよお、久留島氏は「債権債務破棄と土地取り戻し、すなわち徳政」

令の「此外徳政入間敷条々」記載の存在から、その前の箇条書が徳関竹氏は著書の「コメント」において、山口説に言及し、「永禄三年異なる視点から捉えているものの、本来の徳政(善政)と見るのに異なる視点から捉えているものの、本来の徳政(善政)と見るのに則竹・阿部氏と山口・黒田氏とで見解が分かれ、久留島氏はやや

るよりほかないのであって、則竹氏の理解が妥当であると考える。あり、「此」とは素直に読めば「以上三ヶ条」を受けていると解釈すい。「以上三ヶ条」とあるのに続けて「此外徳政入間敷条々」とあるので以上三ヶ条」とあるのでにいる。たしかに、【史料1】では政項目を、後の箇条書が徳政免除事項と理解し、全体では徳政令と政項目を、後の箇条書が徳政免除事項と理解し、全体では徳政令と

黒田氏は「徳政という用語そのものは狭義のものであるから」というが、勝俣氏も中世後期においては一般に債務破棄を意味するとに意義を見出しているのであるから、批判としてかみ合っていない。また、黒田氏は勝俣説を批判したうえで、「狭義の徳政?というものを想定しているのであろうか。だとすれば、「徳政を含めて善政を同時に定しているのであろうか。だとすれば、「徳政を含めて善政を同時に展開したと理解するのが妥当である」との勝俣批判の意図が奈辺にあるのかよくわからない。そもそも「氏康の徳政令」と氏が称してあるのかよくわからない。そもそも「氏康の徳政令」と氏が称してあるのかよくわからない。そもそも「氏康の徳政令」と氏が称してはされていないのである。

の万里小路時房は、徳政は皇化を施さる古来の通称で、意見を諸人ちろん勝俣氏もそうは述べていない)。嘉吉徳政一揆に際して、公家られていた本来の性格を突然戦国大名が付与したものではない(もお否定されていないと判断する。ただ、蛇足ながら、これは忘れ去お不定されていないと判断する。ただ、蛇足ながら、これは忘れ去以上、永禄三年徳政を「善政の意味を強く含ませた」ないしは以上、永禄三年徳政を「善政の意味を強く含ませた」ないしは

前半の現状を嘆いているのであり、これは中世後期であっても、少 を徳政と呼んでおり、徳政の実に背くものだ、と嘆いている。時房 を施行する側の政治姿勢・思想にもかかっていたのである。 性格」が込められるか否かは現実の政治・経済状況とともに、 なくとも為政者にとっては共通認識だったであろう。「本来の徳政の は本来の徳政のあり方をふまえたうえで、それと乖離した十五世紀 政は土民の雅意から起こり無理に質物・借書を破棄するものばかり より召され「切磋」して定めた新制のことであるのに、今の武家徳 徳政

三 永禄三年徳政と氏康の言説

するが、たとえば、阿部浩一氏が「「撫民」を基調とする後北条「国 氏が「万民哀憐」を標榜しているとするのも同様である。 極的に評価するのは、直接的にはこの書状に基づいているし、則竹 家」の支配原則」「為政者の「国家」観を如実に反映した法令」と積 五月に氏康が箱根金剛王院融山に充てた書状である。詳しくは後述 も大きな影響を与えているとすら考えられる史料がある。永禄四年 永禄三年徳政を評価するとき、【史料1】すなわち徳政令自体より

の抗争で戦勝祈念を依頼したのに対して、融山が氏康に意見した書 状は氏康が融山に上杉謙信(煩瑣にわたるのでこの呼称で統一)と 政論の中で検討した研究は、管見ではほとんどない。また、この書 ただ、この書状はかなりの長文であるため、全体を取り上げて徳

> だと思っているが、推測の域を出ないため、本稿では「裏のない 状に、さらに氏康が応えたものである。したがって、融山の書状も

やりとりであるものとして検討を進める。 託して出した可能性を指摘した。今でもある程度蓋然性がある見方 について、北条氏の支配正当性を示す宣伝のために氏康と融山が結 前欠)、再検討を試みることとする。なお、筆者はかつてこの両史料 されているためか、内容に踏み込んで取り上げられることは少ない。 るためか、あるいは徳政論を追究する際には氏康書状で十分とみな 氏康書状を理解する際に重要なのだが、これまたかなりの長文であ 史料2 中諸郷へ下徳政、妻子下人券捨、為年経迄遂糺明、悉取帰遣候 内、江戸・河越七八ヶ所之地、無相違、結句度々戦得勝利、 先日者、御懇札再三披見本望候、 そこで、以下煩を厭わず両史料の全文を掲げ(ただし融山書状は 候、 就御領所、先年勧修寺殿為 不王土上、御修理可走廻由、尤任御意見候、然著豆州仁科之郷禁裏 之力哉、一旦之忩劇不苦候、畢竟此上励信心極候歟、普天之下無 去春恐景虎威勢、為始正木、八州之弓取不残雖寄来候、武相城之 此度北狄出張、国中山野之躰、被失御面目之由、更不及分別侯 其後遠境故中絶候、任彼御由緒、仁科之郷可致進上之由、 無程破北候、於所々往覆之敵侍凡下討取事千余人、是偏非御祈念 一、万民哀憐、百姓可尽礼御意見、令得其意候、去年分国 勅使御下向之時、氏綱三ヶ年進納、 一、年来国家御祈念頼入候之処、 覚悟仕 凶徒

一、大嶺採灯護摩之事、於京都何之方可憑入候、供物等員数之事、

供、 を可申付候哉、 此度本意之御祈念尤二侯、然□豆相武之内、何之地如何様之祈念 貴意、 来候、 委細被遊立候而可給候、#供物員数等可預御計事、 も押領之事者、一代不覚候、何之驕ニ歟、可背天道候哉、 即可叶天道候歟、於氏康、或不足之出家沙門お憐愍、或伽藍零癈 神*不可受非礼、縦不向経論聖教、常二不信之様ニ候共、心中之実、 之間、 如何様之人二可申付候 没倒様なる国主ニ付富、如何様之大社之御修理、何ヶ度致之候共、 ¹·存、去年息氏政譲渡位、隠遁之進退候得共、大敵蜂起、氏政若輩 之所歎ヶ敷間、先年キ®、鎌倉在馬之砌、諸寺・諸山周寄附田畠候 可致沙汰、十年已来置目安箱、諸人之訴お聞届、探求道理候事、 心深信仰専順路存詰候間、国中之聞立邪民百姓之上迄、無非分為 蔵本押置、 当年*諸一揆相之徳政、就中、公方銭本利四千貫文、為諸人捨之、 一点毛頭心中二会乎偏頗無之候、天道明白歟、八州不残渡当方ニ 其外国中之神社・仏閣へ少充之料所お雖寄進仕候、一歩之地 一戦勝利無疑候、併人者不可如和二歟、 乍恐御相違候、縦善根有之共、心中之邪ニ゠、諸寺諸社領令 徐廿年存国家二候間、一代之内、無横合時身退者、聖人之教 無了簡、国家之成意見候、然二氏康無善根間、如此与候、此 一、大聖金剛法、 現銭番所集、 不可依霊地候、唯行人二可有之候間、有御分別 一、観音経三百三十巻、以上何之地ニ『 昨今諸一揆相二致配当候、家之事、慈悲 一、於諸寺・諸社、 一、不動護摩 天運不

無別儀候、

も委可注給候、得御意、急度可申付候 可為何ヶ条候、 如何程可入候、如何様之行二候、 一、鶴岡宿願之事、可有願書歟、 一、於伊勢·熊野、如何様之行可然候、右、何® 一、聖天供之事、御請取之上、 願力如何様之儀、

恐々敬白 哀々成就候得かしの念願候、 一、関宿様御返事、飛脚能々可申付候、 近日半途へ罷出、 義堯御警固深旨被申候 此首尾可承届候

五月廿八日

氏康

金剛王院御同宿中第

【史料3】

善根者、 候 儀太守二似合之御事二候、奉始天照太神、三十番神之守護現前二 御修理之事、普天之下皆王土ニ候之上、。崇敬万条歟、可被仰勅 為御身御覚悟無一廉。如何ニ候、其上我妻鏡歴然ニ候、北条之家無 二候歟、就中北条御家、前代日本之備副将軍給候条、被続御名字 家乱、万民不安為躰二候、惣市我身子孫繁栄之立願候事、諸人之習 東八州副将軍ニ候キ、仮令従顕定以来不敬王法、依不崇仏神、国 短気之御一戦如何ニ存候、其故者、上杉先祖ニ天子被下御幡、被置 其勝利御祈念之趣、預御尋候、先敵出張之儀、偏御無念二思召、 之面々、逆心之至、誠ニ無是非次第候、 (前欠) 申候上、聊失本意候間、憚見除絶音問候、就其関東中御恩 唯危様二被書置候与見得候、就之乍恐申入候、 然二来秋御一戦二落着 一、禁中

一、毎月大般若経并供養法之事、無退転、是平生可為御意得候、 二も、神*依人之敬增威、人*依神之徳添運与候歟、今時*、無神も 三も、神*依人之敬增威、人*依神之徳添運与候歟、今時*、無神も 三、諸出家不足之身躰ニ候共、国家無為之御祈念可被仰付事、 百、諸出家不足之身躰ニ候共、国家無為之御祈念可被仰付事、 一、諸出家不足之身躰ニ候共、国家無為之御祈念可被仰付事、 一、治公司之大社明仏等大破之時*、速御修理可然候、大永之式目

之事、以上何時も御動之時分*、御帰陣迄可被遊事、 一、鶴岡御立願等以上何時も御動之時分*、御帰陣迄可被遊事、 一、鶴音経三百三十巻、一、不動護摩供、 一、大勝金剛法、 一、観音経三百三十巻、

今度被御祈念之事、

「、大嶺採灯護摩之事、 一、聖天供之事、是*愚老可致執行候間、一、大嶺採灯護摩之事、 一、聖天供之事、是*愚老可致執行候間、

五月廿五日

小田原人々御中(窓)

僧正融山

欠けている部分は僅かかと思われる。
「史料2」が氏康書状、【史料3」が融山書状であるが、現存ところもある。また、前述の通り【史料3】は前欠であるが、現存ところもある。また、前述の通り【史料3】は前欠であるが、現存ところもある。また、前述の通り【史料3】が融山書状である。発給は【史人でおるが、のであるが、現存のは、のであるが、便宜この順序とし、適宜丸数字やアルファベルでは、であるが、である。発給は【史といる部分は僅かかと思われる。

は、氏康が【史料3】における融山の見解に反駁しつって、 「史料2」は、氏康が【史料3】における融山の見解に反駁しつった。 とている②以下の部分とに分かれる。【史料3】は、融山が氏康の戦 がた破頼に対して「短気之御一戦」を諌めてその理由を述べている は、下の部分とに分かれる。したがって、①と aは【史料2】【史料3】 は、融山が氏康の戦 は、改善している b は、改善している b は、改善している b は、改善している b は、改善している b は、改善している b は、なずべき施策を具体的に意見している b は、ないる。したがって、①と aは【史料2】【史料3】 は、改善している b

るのである。 a を見ると、融山が面目を失ったとの点に対応する文はひとえに御祈念の力でないことがありましょうか、と融山を立ていとえに御祈念の力でないことがありましょうか、と融山を立て、これのでまないところです、という。以下、戦果を述べ連ねて、これ国できないところです、という。以下、戦果を述べ連ねて、これにので氏康は、常日頃から「国家御祈念」をお願いして(執り行って、である。 a を見ると、融山が面目を失ったとの点に対応する文献のである。 a を見ると、融山が面目を失ったとの点に対応する文献のである。 a を見ると、融山が面目を失ったとの点に対応する文献のである。 a を見ると、融山が面目を失ったとの点に対応する文献のである。

言は「聊失本意候」と推定され、前欠部分と併せて述べられていたものであろう。融山としてはそのようななか、氏康が謙信との決戦ものであろう。融山としてはそのようななか、氏康が謙信との決戦ものであろう。融山としてはそのようななか、氏康が謙信との決戦が氏を引き合いに出し、顕定以来王法を敬わず仏神を崇めなかったため、国家が乱れ、万民は不安のていたらくです、との因果を述べため、国家が乱れ、万民は不安のていたらくです、との因果を述べため、国家が乱れ、万民は不安のていたらくです、との因果を述べ、ため、国家が乱れ、万民は不安のていたらくです、との因果を述べ、ため、国家が乱れ、万民は不安のていたらくです、との因果を述べ、お条の家は前代(鎌倉時代であろう)日本の副将軍であり、その名字を継がれている御身としては一廉の御覚悟がなくてはいかがかとまら、何かといえば、北条の家に善根がなければただただ危うきよう。であない、とのことである。よいおこないをいまければ上杉と同じことになる、と暗に述べているといえよう。となければ上杉と同じことになる、と暗に述べているといえよう。

は容易ならざるものであったからこそ、「勝利御祈念」は是非とも必るわけである。その善根の具体的あり方がり以下になるのである。これに対し、氏康は謙信の攻撃による影響はたいしたことがない、と強気の姿勢を示すのだが、そもそも融山と氏康のやりとりの前提には、氏康が「勝利御祈念」を融山に依頼したことがあるのだから、には、氏康が「勝利御祈念」を融山に依頼したことがあるのだから、まとめると、融山は謙信の攻撃、それによる戦災を非常に深刻には容易ならざるものであったからこそ、「勝利御祈念」は是非とも必

った。謙信との戦争による危機が両史料の背景にあり、根本的に規要であったし、融山の意見にも丁寧に応えていかなければならなか

定していたのである。

いるところである。してみる。いいかえれば、融山の意見に対して氏康が素直に従ってしてみる。いいかえれば、融山の意見に対して氏康が素直に従ってつづいて、具体的な意見をめぐって対応関係の明確なものを抽出

進上によってそれを果たすと述べているのである。 修理」に奔走するのはもっともであるとし、具体的には伊豆仁科郷したところ、氏康は「普天之下王土ならざるはない」と応じて「御中御修理」について「普天之下皆王土」と王土思想を持ち出して促中の修理」のと【史料3】 bとの対応は明らかである。融山が「禁

ど細かな点を尋ねている。

「世度本意」も戦争における勝利を含意していると見られる
あ」も「此度本意」も戦争における勝利を含意していると見られる
ないらである。氏康はここでも具体的に依頼する寺社や供物の数量なからである。氏康はここでも具体的に依頼する寺社や供物の数量なからである。丘では「国家無為之御祈念」を「諸出家」に仰せつけられまれる。丘では「国家無為之御祈念」を「諸出家」に仰せつけられま

⑩と1の後半も対応していると考えられる。この点は後なのか。これは、実は③に対応していると考えられる。この点は後よくよく飛脚に申し付けます等、述べている。では1の前半はどうよくよく飛脚に申し付けます等、述べている。では1の前半はどうよくよく飛脚に申し付けます等、述べている。では1の前半はどうよくよく飛脚に申し付けます等、述べている。では1の前半はどうよくよく飛脚に申し付けます等、述べている。では1の前半はどうよくよく飛脚に申し付けます等、述べていると考えられる。この点は後なのか。これは、実は③に対応していると考えられる。この点は後なのか。これは、実は③に対応していると考えられる。この点は後なのか。これは、実は③に対応していると考えられる。この点は後なのか。これは、実は③に対応していると考えられる。この点は後なのか。これは、実は③に対応していると考えられる。この点は後は、といいの後半も対応していると考えられる。この点は後はできない。

言はできない。しかしながら、氏康・融山双方にとって非常に重きか否かもわからない。写しの過程での脱落なども想定されるが、確野での修法・祈祷に関わると思われること、gは毎月の「大般若経野やの修法・祈祷に関わると思われること、gは毎月の「大般若経

を置かねばならない点とも考えにくいであろう。

ることだったのである。 を法の執行などには、ごく素直に対応していることがわかる。では、 では、すから治まるとし、eで「御家風大小人中」の「不肖之者」にも心 でがら治まるとし、eで「御家風大小人中」の「不肖之者」にも心 でがら治まるとし、eで「御家風大小人中」の「不肖之者」にも心 でがら治まるとし、eで「御家風大小人中」の「不肖之者」にも心 なとみなせる。のみならず、aで述べられた善根に関わる点まで併 るとみなせる。のみならず、aで述べられた善根に関わる点まで併 るとみなせる。のみならず、aで述べられた善根に関わる点まで併 るとみなせる。のみならず、aで述べられた善根に関わる点まで併 などがったのである。

大きく分けると③の前半が c・dに、後半が eに対応しているといえるが、中ほどに自身の隠居問題・善根の問題などが絡んできている。前半は徳政論や訴訟論で多く取り上げられるところであり、と述べたのは、いたずらに戦争に走らず内政をしっかり行って足元を固めるべきとの意であったのだろう。 eでは対象が家中となってがるが、含意するところは同様であろう。これらについての氏康の対応は、とうにそのようなことは行ってきているというものであった。それが具体的には永禄三年と四年の徳政や目安箱の設置というた。それが具体的には永禄三年と四年の徳政や目安箱の設置というた。それが具体的には永禄三年と四年の徳政や目安箱の設置というといるが、含意するところは同様であろう。これらについての氏康の対応は、とうにそのようなことは行ってきているというものであった。それが具体的には永禄三年と四年の徳政や目安箱の設置というといるが、自然の後に対応しているといえるが、中ほどに自身の隠居問題・善根の問題などが絡んできているといえるが、中ほどに自身の隠居問題・善根の問題などが絡んできているといえるが、中になるが、中にないるというというないるというない。

関八州は残らず北条氏に属したというのである。

古書社へ所領寄進をしている実績を強調するのである。 お寺社へ所領寄進をしている実績を強調するのである。 お寺社へ所領寄進をしている実績を強調するのである。 お寺社へ所領寄進をしている実績を強調するのである。 お寺社へ所領寄進をしている実績を強調するのである。 お寺社へ所領寄進をしている実績を強調するのである。 お寺社へ所領寄進をしている実績を強調するのである。 おき社へ所領寄進をしている実績を強調するのである。 おき社へ所領寄進をしている実績を強調するのである。 おき社へ所領寄進をしている実績を強調するのである。

て危機に追い込まれた直後に指摘されたのは、氏康にとって大きなかったのだが、そこを善根がなければ危ういと、まさに謙信によっの大事業、特に父の鶴岡大造営は氏康の記憶にも強く刻まれていたのとは疑いない。これらに比肩しうるほどの造営事業が氏康にはなかったのだが、そこを善根がなければ危ういと、まさに謙信によったことは疑いない。これらに比肩しうるほどの造営事業が氏康にはなかったのだが、そこを善根がなければ危ういと、まさに謙信によって危機に追い込まれた直後に指摘されたのは、氏康にとって大きなかったのだが、そこを善根がなければ危ういと、まさによって大きなの大事業、特によって大きなの大事業、特によって大きなの大事業、特によって大きなの大事業が発展します。

打撃だったと考えられる。

そこで氏康がまず持ち出したのは神仏への善根ではなく、現実の政治における成果であった。それも融山の示したは・eに対応してした、とした。父祖の「信力」によって関八州が手に入ったというした、とした。父祖の「信力」によって関八州が手に入ったといういでは立ちではできない。を前面に打ち出したといえる。父祖の「信力」に対して自治改革を成し遂げてきた氏康の面目躍如たるところがあろう。その治改革を成し遂げてきた氏康の面目躍如たるところがあろう。その治改革を成し遂げてきた氏康の面目躍如たるところがあろう。その治改革を成し遂げてきた氏康の面目躍如たるところがあろう。その治改革を成し遂げてきた氏康の面目躍如たるところがあろう。その治改革を成し遂げてきた氏康の面目躍如たるところがあろう。その治改革を成し遂げてきた氏康の面目躍如たるところがあろう。その治改革を成し遂げてきた氏康の面目の示したが、実際に多くの政治にはなく、現実のといい、資言と見いまがより、これによって関八州が手に入ったという。「という」という。「という」という。「という」という。「という」という。「という」という。「という」という。「という」という。「という」という。「という」というに対している。

と譲った苦い記憶が想起されたかもしれない。 を譲った苦い記憶が想起されたかもしれない。 という一大危機の直後に発給された。【史料3】は、直信の関東侵攻という一大危機の直後に発給された。【史料3】は、直に関東侵攻という一大危機の直後に発給された。【史料3】は、直に関東侵攻という一大危機の直後に発給された。【史料3】は、直に関東侵攻という一大危機の直後に発給された。【史料3】は、直に関東侵攻という一大危機の直後に発給された。【史料3】は、直に関東侵攻という一大危機の直後に発給された。【史料3】は謙といた。 といい、一般に共有されたの批判であった。 といい、一般に共有されたのもしれない。

れども―一歩も退くわけにはいかなかったのである。 成果や弱点である大寺社造営事業に関しては―対応の方法は違うけ素直に従っておけばよかった。しかし、自身成し遂げてきた政治的要があった。禁中の修理や種々の祈祷・修法の興行などの意見にはしたがって、氏康はこれに全面的に対抗しうる言説を打ち出す必

四 永禄三年徳政と「弓矢徳政」

永禄四年の【史料2】発給段階で氏康の置かれた政治状況、それに基づいた言説から、改めて永禄三年徳政を考えてみよう。すると、「「国家」の支配原則」や「為政者の「国家」観を如実に反映した法院、実制2】発給段階でみずからの政治を評価する必要に迫られて、あとづけたものだからである。永禄三年徳政の発令段階で「「国家」の支配原則」に基づいたり、「為政者の「国家」観を如実に反映した法の支配原則」に基づいたり、「為政者の「国家」観を如実に反映」する余地があったか否かは疑わしい。則竹氏が永禄三年徳政を「勧農の市、きわめて明確な目的=「勧農」をもって出さざるを得なかったからであり、永禄三年徳政自体は、久留島氏の指摘するごとく、のように目的を直接かつ明確に示しうる徳政はほかにはない。大飢饉の中、きわめて明確な目的=「勧農」をもって出さざるを得なかったからであり、永禄三年徳政自体は、久留島氏の指摘するごとく、のように目的を直接かつ明確に示しうる徳政はほかにはない。大飢饉の中、きわめて明確な目的=「勧農」をもって出さざるを得なかったからであり、永禄三年徳政自体は、久留島氏の指摘するごとく、のように関係のであり、永禄四年の【史料2】発給段階で氏康の置かれた政治状況、それに基づいた言説から、改めていた。

禄三年徳政の内容が後々の北条氏を規定することになったとすれば、禄三年徳政の内容が後々の北条氏を規定することになったとすれば、禄三年徳政の内容が後々の北条氏を規定することになったとすれば、元島い位置づけを改めて与えられることとなった。戦争危機がそれを回復するために」当然のごとく徳政を施行しなければならなかれを回復するために」当然のごとく徳政を施行しなければならなかったことになる。戦災が大名の失政であるとのことは、たしかに一つの認識として存在したであろう。【史料3】における融山の意見などは、まさしくそれに基づいていると考えられる。

し異なる角度からの理解も必要なのではないか。し異なる角度からの理解も必要なのではないか。永禄三・四年徳政を行い、目安箱を設置して道理を探求してきたことを誇り、それが天道のとは、さらさら認めていないのである。「弓矢徳政」には、もう少のとは、さらさら認めていないのである。「弓矢徳政」には、もう少のとは、さらさら認めていないのである。「弓矢徳政」には、もう少のとは、さらさら認めていないのである。「弓矢徳政」には、もう少のとは、さらさら認めていないのではないか。

を理由とする役賦課に言及している。つまり、「一乱」は人びとの あったことへの注目から導いた考えだが、最近菊池浩幸氏は、「一乱」 を理由として借銭の返済猶予を是認する社会意識が がら起ちあがった意識に支えられていた、と述べた。 は、現実の戦争被害やそ 「弓矢徳政」の要求に繋がる一方、大名等の役賦課にも正当性を与えるという二面性を有するのである。もう少し踏み込んでいえば、「一るという二面性を有するのである。もう少し踏み込んでいえば、「一るという二面性を有するのである。もう少し踏み込んでいえば、「一名という二面性を有するのである。もう少し踏み込んでいえば、「一名という二面性を有するのである。もう少し踏み込んでいえば、「一名という二面性を有するのである。もう少し踏み込んでいえば、「一個というで、ということである。前者についていえば、「戦乱の徳政」を詳細に分析した阿部氏が、との意識があるし、その逆の意識もあるであろうが、少なくとも大名ができる。戦争があれば「徳政」が行われて当然との意識は、戦災が失政であったとはいいきれない。しかし、そのである。

氏康が【史料2】で行ったのは、いわば〈徳政の捉え返し〉であ

るように、「個々の徳政は債務破棄だけでなく、その法令が出されたるように、「個々の徳政は債務破棄に収斂しない特徴があった」は地域・権力の課題に応じて債務破棄に収斂しない特徴があった」は中であるが、「万民御哀憐」「百姓に礼を尽くす」「道理を探求する」がであるが、「万民御哀憐」「百姓に礼を尽くす」「道理を探求する」は、それに則った「徳政」であったごとく装った。永禄三年徳政自体は大飢饉を契機としており「弓矢徳政」ではないが、徳政は捉自体は大飢饉を契機としており「弓矢徳政」ではないが、徳政は捉き返され、新たに活用されたわけであり、戦争危機を契機としてもたらされたこれも、「弓矢徳政」の一つの展開・変型といいうるであたらされたこれも、「弓矢徳政」の一つの展開・変型といいうるである。発令・施行時の個別事情を超えて、すなわち、則竹氏も指摘する。発令・施行時の個別事情を超えて、すなわち、則竹氏も指摘する。発令・施行時の個別事情を超えて、すなわち、則竹氏も指摘する。発令・施行時の個別事情を超えて、すなわち、則竹氏も指摘する。発令・施行時の個別事情を超えて、対象しないが、一般を対象している。

はあらためて戦国時代の徳政を特質づけるものと考える。 で、〈徳政の捉え返し〉が図られるところなどからも、「弓矢徳政」がら、「弓矢徳政」をもう少し戦争の現実から位置づけてみようと試がら、「弓矢徳政」を位置づけたが、 がら、「弓矢徳政」をもう少し戦争の現実から位置づけてみようと試 がら、「弓矢徳政」をを置づけるものと考える。

注

- 二、二〇〇七年)。以下、前稿とする。(1) 久保「大名領国の経済紛争」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五
- 一九七九年、所収)、同『徳政令』(岩波新書、一九八三年)。書店、一九七六年、所収、のち同『日本中世法史論』、東京大学出版会、(2) 笠松「中世の政治社会思想」(岩波講座『日本歴史』7中世3、岩波

- 「序章」を参照。 ては、海津一朗『中世の変革と徳政』(吉川弘文館、一九九四年)の(3) 徳政の研究史整理も数多く行われている。さしあたり中世前期に関し
- (4) たとえば、伊藤喜良氏は「南北朝動乱以後、徳政論も下火となり、政山川出版社、二〇〇五年)。
- 七八年、所収)。(5) 勝俣「戦国法の展開」(永原慶二他編『戦国時代』、吉川弘文館、一九
- (6) 勝俣前注論文。
- て同『戦国時代論』、岩波書店、一九九六年、所収)。収、岩波書店、一九九四年、のち「戦国大名「国家」の成立」と改題し(7) 勝俣「一五―一六世紀の日本」(岩波講座『日本通史』10中世4、所
- (8) 「網代友甫所蔵文書」(『小田原市史』史料編中世田四三二号文書、以(8) 「網代友甫所蔵文書」(『小田原市史』史料編中世田四三二号文書、以「網代友甫所蔵文書」(『小田原市史』史料編中世田四三二号文書、以
- 所収)。 九年、のち同『戦国大名領国の権力構造』、吉川弘文館、二〇〇五年、(9) 則竹「後北条領国下の徳政問題」(『社会経済史学』五四―六、一九八(9)
- 一九九三年、のち同前注著書、所収)。(1) 則竹「大名領国下における年貢収取と村落」(『歴史学研究』六五一号、

- 「耳、听叉)。 「九九七年、のち同『戦国期の徳政と地域社会』、吉川弘文館、二〇〇(⑴) 阿部「永禄三年後北条氏徳政令と「酉町」」(『戦国史研究』三三号、
- (12) 阿部「戦国期徳政の事例検討」(同前注著書、所収)。
- 久留島『日本の歴史13 一揆と戦国大名』(講談社、二〇〇一年)。

13

- 世東国の社会構造」、岩田書院、二〇〇七年、所収)等。(吉川弘文館、二〇〇五年)、④「戦国期東国の徳政」(佐藤博信編『中論序説」(『史苑』一七一号、二〇〇三年)、③『戦国大名の危機管理』論序説」(『史苑』 一七一号、二〇〇三年)、③『戦国大名の危機管理』論序説」(『長東の徳政令』(藤木久志・黒田基樹編『定本・北条氏康』、黒田①「氏康の徳政令」(藤木久志・黒田基樹編『定本・北条氏康』、
- (17) 久保①「後北条領における高利貸と徳政」(『史観』一三五冊、一九九(16) 藤木「永禄三年徳政の背景」(『戦国史研究』三一号、一九九六年)。
- 書房、二〇〇一年、所収)等。 九九九年、①②とものち補訂・改題して、同『戦国大名と公儀』、校倉六年)②「戦国大名領における訴訟と裁許」(『戦国史研究』三七号、一六年)②「戦国大名領における高利貸と徳政」(『史観』一三五冊、一九九
- (18) 「牧之郷」では三箇条目となる。
- (19) 則竹注(9)著書一七二頁。
- 「牧之郷」では「以上五ヶ条」である。

20

- (21) 「建内記」嘉吉元年九月十四日条。

- (3) 久保「北条氏康の「徳政」」(同注(17)著書、所収)。
- されており、紙幅の都合もあるので、本稿では引用しない。書」、『小』四八九関連文書)、基本的な論点はほほ先立つ両史料で尽く24) さらに融山が氏康書状に対して送った返書もあるが(「妙本寺所蔵文
- (25) 「妙本寺所蔵文書」(『小』四八九)。
- 20) 「妙本寺所蔵文書」(『小』四八九関連文書)。
- いる。 づく現実的で合理主義的な考え方に著しい特色がみられる」と指摘して3) 小笠原注(2)論文では、氏康の天道思想に関わり、「生活体験に基
- (28) 藤木注(16) 論稿。
- 意味を強めるのはいうまでもない。 康・融山ともに意識・協力したうえでの「演出」となるから、いっそう康・融山ともに意識・協力したうえでの「演出」となるから、いっそう
- (30) 前稿参照。
- 研究』八三三号、二〇〇七年)。 (31) 菊池浩幸「室町・戦国期在地領主のイエと地域社会・国家」(『歴史学
- に重なる。) 阿部注(17)論文。「戦乱の徳政」は、実態としてはほぼ「弓矢徳政」
- ようとしたと考える(久保注(打)②論文)。
 (33) 氏康は、目安箱の設置による開かれた裁判も善政としての徳政に含め
- (34) 則竹注(9)著書一七二頁。
- 拠っていないであろう。(36) したがって勝俣説も「弓矢徳政」の部分については、永禄三年徳政に

36

が代替わり・戦乱であることには十分留意する必要がある。国大名による徳政施行の直接的要因、すなわち徳政令の理由づけの大半饉・災害があるとしている。しかし、阿部氏が明らかにしたように、戦黒田注(14)④論文ではほとんどの戦国期東国徳政の背景に広域的な飢寒を受いている。とは多くの研究が指摘しており、